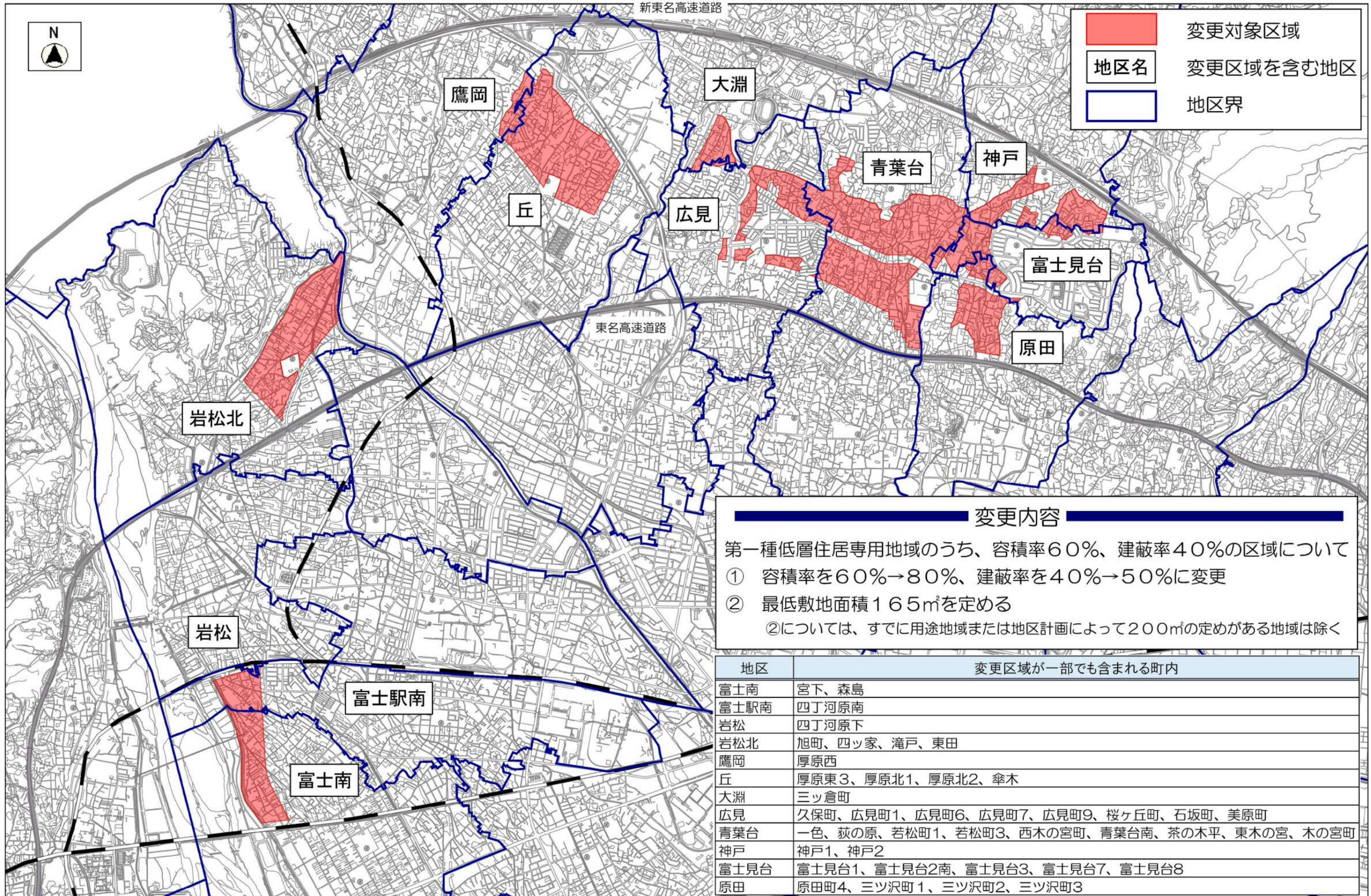


用途地域変更概要及び対象区域図



変更内容

第一種低層住居専用地域のうち、容積率60%、建蔽率40%の区域について

① 容積率を60%→80%、建蔽率を40%→50%に変更

② 最低敷地面積165㎡を定める

②については、すでに用途地域または地区計画によって200㎡の定めがある地域は除く

地区	変更区域が一部でも含まれる町内
富士南	宮下、森島
富士駅南	四丁河原南
岩松	四丁河原下
岩松北	旭町、四ツ家、滝戸、東田
鷹岡	厚原西
丘	厚原東3、厚原北1、厚原北2、傘木
大淵	三ツ倉町
広見	久保町、広見町1、広見町6、広見町7、広見町9、桜ヶ丘町、石坂町、美原町
青葉台	一色、荻の原、若松町1、若松町3、西木の宮町、青葉台南、茶の木平、東木の宮、木の宮町
神戸	神戸1、神戸2
富士見台	富士見台1、富士見台2南、富士見台3、富士見台7、富士見台8
原田	原田町4、三ツ沢町1、三ツ沢町2、三ツ沢町3